

大阪府指令障自第1474号

東大阪市菱江2丁目4-10  
三洋商事株式会社

平成19年12月20日付けで申請のあった平成19年度大阪府障害者職場実習設備等整備事業費補助金は、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号）及び大阪府障害者職場実習設備等整備事業費補助金交付要領（以下「要領」という。）の規定に基づき、下記のとおり交付します。

平成20年1月21日

大阪府知事 齊藤



記

- 1 補助金交付決定額 金5,000,000円
- 2 この補助金の対象となる事業、その内容及びこれに要する経費の配分は、交付申請書記載のとおりとする。
- 3 補助金の交付条件
  - 1) 次のいずれかに該当する場合、速やかに知事の承認を受けること。
    - ア 補助事業に要する経費の配分の変更をする場合
    - イ 補助事業の内容の変更をする場合（建物の規模又は構造の変更を含む。ただし施設の機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。）
    - ウ 補助事業を中止し、又は廃止する場合
  - 2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

- 3) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を府に納付させることがある。
- 4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

4 補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書（要領様式第6号）に知事の定める書類を添えて、事業の完了した日の翌日から起算して30日以内又は翌年度の4月10日のいずれかの早い日までに知事に報告しなければならない。

5 知事が補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分について府に返還しなければならない。



大塚市長 大塚 隆夫

円000,000.00金

東京府交付金

補助金交付、お台場の費するす費コ内こむ見管内の予、業するおご受給の金出解のこ

付条付交の金出解

。さうるれ受き受給の非出コ内予、合解るす出給コ内予の太

合解るすき受給の台領の費解るす費コ業半出解

さ。ひ合き受給の費解お又附出の費解、合解るすき受給の管内の業半出解

(。>領き受給が領解コ内予、合解るす出給コ内予の太

合解るす出給お又、コ内予業半出解

さ。さうるれ受き受給の非出コ内予、合解るす出給コ内予の太

コ内予業半出解、コ内予業半出解